

七北田ダム「湖面利用に関するルール」について

七北田ダムの湖面利用をする際には、下記項目のルールを守ってご利用頂きますようお願いいたします。

1. ダム湖面の利用は原則として自己責任による自由使用としています。

自由使用とは：何人も、他人の使用を妨げない限度において、いつでも自由に使用することができる。(例：散策、遊泳、水遊び、魚釣り等)また、自由使用は、使用者に何らの権利が生ずるものではない。

2. 湖面利用される際にはライフジャケットの着用をお願いします。

ダム湖には水深10m以上ある場所や急に水深が変化する場所がありますので、安全の為にライフジャケットの着用をお願いします。

3. 動力船の使用はご遠慮願います。

動力船等による水質事故が発生した場合、環境や利水に重大な問題が発生しますので動力船の使用はご遠慮願います。なお、事故処理に伴う損害賠償や事故処理費用等は原因者(事故を起こした方)負担となりますのでご注意ください。

4. ダム管理施設には近づかないで下さい。

流木止め施設(網場)とダム堤体間の水面には入らないようにお願いします。また、流木止め施設等のダム管理施設に係留したり、投錨及び錨泊しないで下さい。

5. 悪天候(降雨・濃霧・波浪等)時にはダム湖面を利用しないで下さい。

6. ダム湖、ダム湖周辺にゴミ等は捨てないで下さい。

7. ダムの施設や湖面に異常(魚類の大量死、油類の流出等)があった場合、速やかにダム管理事務所までご連絡下さい。

8. 外来生物(ブラックバス、アレチウリ等)は法律により取扱が規制されていますので注意して下さい。

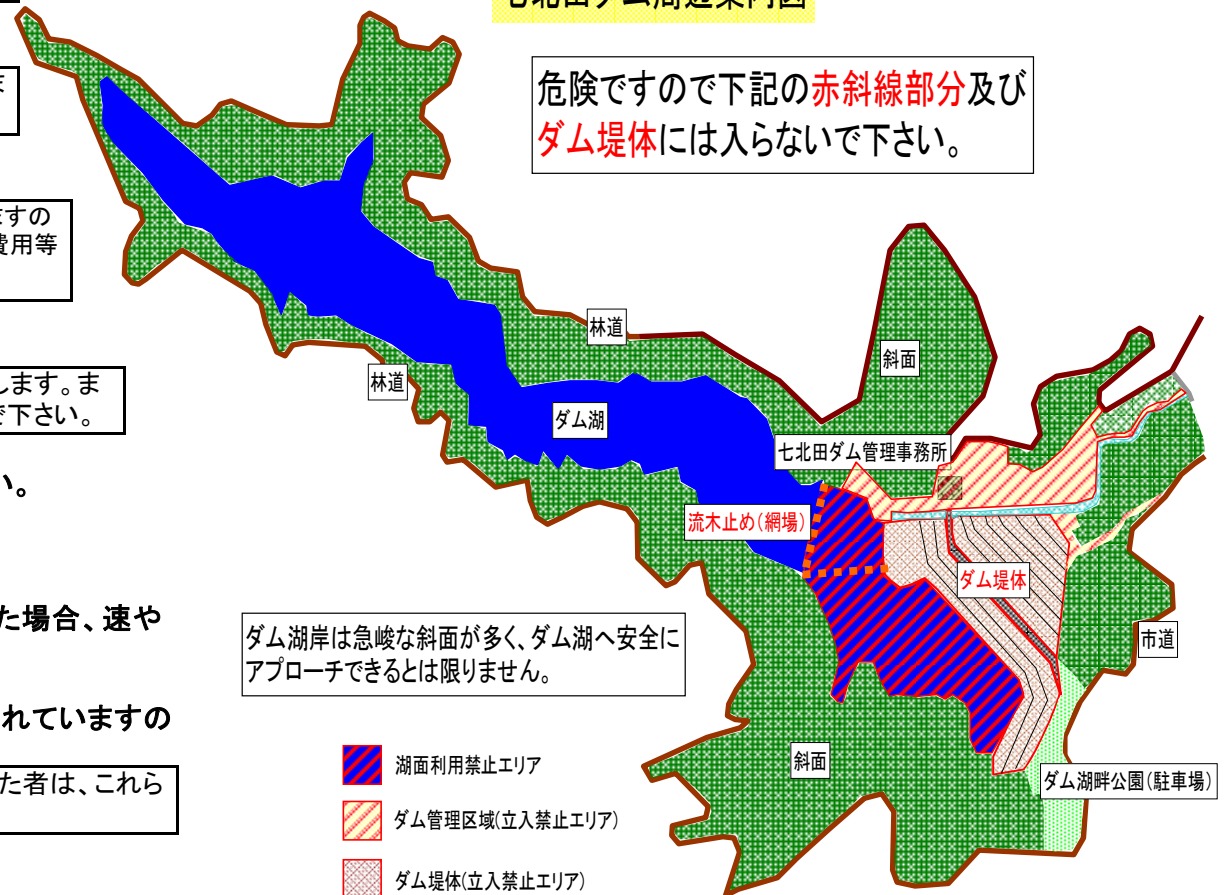
宮城県内水面漁場管理委員会指示第1号によりブラックバス等を採捕した者は、これらを採捕した水域に放してはならないとなっております。

9. ダム管理事務所職員及び河川監理員の指示に従って下さい。

10. 車の駐車は所定の場所をお願いします。門扉の前や道路には駐車しないようお願いいたします。

七北田ダム周辺案内図

危険ですので下記の赤斜線部分及びダム堤体には入らないで下さい。



ダム湖岸は急峻な斜面が多く、ダム湖へ安全にアプローチできるとは限りません。

- 湖利用禁止エリア
- ダム管理区域(立入禁止エリア)
- ダム堤体(立入禁止エリア)

お問い合わせ先 宮城県仙台地方ダム総合事務所
TEL:022-372-2927
七北田ダム管理事務所
TEL:022-379-3532